Fukuoka Art Next パートナー制度に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、Fukuoka Art Next パートナー（以下「FaN パートナー」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（パートナー登録の申請）

第2条　パートナー登録をしようとする者は、市長に対して、あらかじめパートナー登録申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

（対象）

第3条　パートナー登録の対象は下記の者とする。

（１）企業

（2）地域・市民団体、ボランティア団体

（3）その他市長が対象と認める場合

（決定）

第4条　市長は、第2条の申請を受けた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、パートナー登録を決定するものとする。

（１）福岡市内において、市民がアートに触れる機会を創出するため、アートに係る展示やイベント、創作活動等に取り組むなど、FaN 事業推進に寄与すると認められる場合

（2）市の信用や品位を損なうおそれがない場合

（3）法令や公序良俗に反する事業、又はそのおそれがないと認められる場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３ 年法律第 77 号)第２ 条第２ 号に規定する暴力団又は同法第２ 条第６ 号に規定する暴力団員を利するおそれがない場合

（通知）

第5条　市長は、前条の規定により登録決定又は登録不可の決定を行ったときは、パートナー登録をしようとする者に対し、決定通知書（様式第2号又様式第3号）により速やかに通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条　市長は、前条の規定によりパートナー登録の通知を行った後において、次に掲げる場合に該当すると認められるときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、第5条の規定による決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対して取消通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

（１）登録者が第4条に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。

（2）申請の内容が事実とは異なることが判明したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、パートナー登録を決定することが適当でないと認められる事実が判明したとき。

２ 決定の取り消しにより登録者に損害が生じても、市はその責任を負わない。

（登録期限）

第7条　登録期限は、登録日から当該年度末までであるが、原則、自動更新とする。ただし、登録者から登録取消の申し出があった場合などは、その限りではない。

（活動状況の確認）

第8条　市長は、活動状況等を確認するため、原則、年に一度、活動報告書の提出を求める。この場合において、登録者は、速やかにこれに応じなければならない。

（権利設定の禁止）

第9条　登録者は、FaN ロゴに新たに商標法（昭和 34　年法律第 127　号）による商標登録、意匠法（昭和 34　年法律第　125　号）による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録してはならない。

（紛争の解決）

第10条　登録者は、パートナー登録に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

（登録者の活動に対する責任）

第11条　パートナー登録した登録者が実施するアートに係る展示やイベント、創作活動については、市が保証するものではなく、すべて登録者が責任を負うものとする。

（事務）

第12条　パートナー登録に関する事務は、経済観光文化局文化まつり振興部課長（アートのまちづくり推進担当）において行う。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、パートナーの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。